

八幡浜地区施設事務組合消防重機  
オペレーションサポーター登録制度実施要綱

(平成 25 年 2 月 1 日)

(目的)

第 1 条 この要綱は、管内で発生した災害等で通常の消防体制では対応が困難な場合において、消防が保有する消防重機のオペレーション等に協力する意欲のある事業所または個人（以下「事業所」という。）を登録及び公表し、事業所が保有する人的協力、施設・保管場所の提供を受けることにより、地域と連携した防災協力体制の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害等 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に規定する災害の他、消防長が必要と認める災害をいう。
- (2) 消防重機 平成 24 年度総務省から無償貸与される、道路啓開及び瓦礫撤去のための重機及び重機搬送車両をいう。
- (3) 事業所 管内に店舗、工場、事業所、営業所、活動拠点等を有する法人及びその他の団体並びに個人をいう。
- (4) 登録事業所 前号に規定する事業所が、第 5 条の規定により登録された事業所をいう。

(協力期間)

第 3 条 登録事業所が協力する期間は、災害等発生時の一時的な協力活動として登録事業所の本来の業務に支障のない範囲の期間とする。

(登録要件)

第 4 条 消防長は、制度の趣旨に賛同し、ボランティア精神に基づき自発的に登録を希望する事業所を「消防重機オペレーションサポート事業所」または「消防重機オペレーションサポーター」として登録するものとする。

(登録手続)

第 5 条 制度に登録しようとする事業所の代表者または個人は、登録(変更)申請書（様式第 1 号。以下「申請書等」という。）を消防本部に提出しなければならない。登録内容を変更するときも同様とする。

2 消防長は、前項に規定する申請書等の提出があったときは、第 4 条に基づいて審査し、登録することが適当であると認めるときは、当該事業所の代表者または個人に登録証（様式第 2 号）及び表示証（様式第 3 号）を交付するものとする。

(平常時協力業務)

第6条 登録事業所は、平常時において、次に掲げる内容の協力を可能な範囲で実施するものとする。

- (1) 消防重機の操作技術の向上に関する助言又は技術指導
- (2) 消防重機の保管場所の無償提供
- (3) 消防重機の維持管理に関する助言
- (4) 地域防災訓練への参加
- (5) その他

(災害時協力業務)

第7条 登録事業所は、災害等において、次に掲げる項目のうち、協力することが可能な業務について実施するものとする。

- (1) 消防が行う消防重機を使用した道路啓開及び障害物・瓦礫撤去等の活動に対する助言
- (2) その他防災上必要な業務

(協力の要請)

第8条 消防長は、登録事業所に協力業務について要請するときは、協力要請書(様式第4号)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、次の事項を明らかにして電話等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 要請する協力業務
- (3) その他必要な事項

2 登録事業所は、前項の要請があったときは、その諾否、要請があった協力業務に従事する者の氏名等、実施可能な協力業務の内容等について、協力要請書(様式第4号)により、消防長に連絡するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により受諾し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(報告)

第9条 登録事業所は、消防長から要請のあった協力業務を完了したときは、その協力業務の実施内容等について、協力業務実施結果連絡票(様式第5号)により、消防長に連絡するものとする。

(登録事業所の公表)

第10条 消防長は、公表を希望する登録事業所は、名称、所在地等を消防本部ホームページその他の広報媒体を活用して公表するものとする。

2 登録事業所は、自らが協力事業所であることを名刺等の印刷物に表示することができるものとする。

(災害補償)

第 11 条 登録事業所は、消防長の要請に基づく活動中に事故が発生したときは、直ちに事故発生等連絡票(様式第 6 号)により消防長に報告するものとする。

2 消防長は、前項の報告を受けたときは、消防本部が加入する全国市有物件災害共済会自動車損害共済及び災害時消防支援ボランティア保険の規定に基づき補償するものとする。

(経費負担)

第 12 条 消防重機の運行に要する経費は、原則として消防本部の負担とする。ただし、第 6 条及び第 7 条の規定による協力業務の実施に要した費用は、地域貢献活動としてボランティア精神に基づいた協力活動という趣旨から、当該業務を実施した登録事業所が負担するものとする。

(登録期間)

第 13 条 登録事業所の登録期間は、登録証の交付の日から 2 年間とする。なお、登録事業所から登録抹消の申出がない場合については、その期間満了日の翌日からさらに 2 年間延長するものとし、以後も同様とする。

(登録の抹消)

第 14 条 消防長は、登録事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業所の登録を抹消するものとする。

(1) 廃業または休止したとき。

(2) 登録事業所を第三者に譲渡または売買し、引き続き協力の意思が確認できないとき。

(3) 第 4 条に規定する登録要件を満たさないこととなったとき。

(4) 登録抹消届(様式第 7 号)を消防長に提出し、登録事業所の登録の抹消を申し出たとき。

(5) その他登録事業所を登録しておくことが適当でないと消防長が認めたとき。

2 前項の規定により、登録が抹消された事業所は、速やかに登録証及び表示証を消防長に返還しなければならない。

(情報の交換)

第 15 条 消防本部及び登録事業所は、協力業務に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(標示品の装着)

第 16 条 協力業務に従事する場合は、消防長から交付される標示品を装着するものとする。

2 標示品は、活動ベスト及びヘルメットとし、その形状は別に定める。

(秘密の保持)

第 17 条 登録事業所は、協力業務を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。登録の抹消があった後も同様とする。

(個人情報保護)

第 18 条 提供を受けた個人情報は、第 1 条の目的以外に、これらの情報を使用してはならない。

(庶務)

第 19 条 登録等に関する庶務は、消防本部警防課が行う。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。